

## 三沢市地域公共交通会議設置要綱

(平成21年3月16日)

(平成21年4月1日改正)

(平成24年1月31日改正)

(平成27年6月1日改正)

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、効率的かつ効果的な公共交通体系の確保・維持・改善を図るための計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、三沢市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通計画に関連する地域間の公共交通の確保維持改善に係る取組に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 三沢市長が指名する職員
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
  - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
  - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者が指名する者
  - (5) 住民又は利用者の代表
  - (6) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する者
  - (7) 道路管理者、学識経験者その他交通会議が必要と認める者
- 2 第2条第6号の地域間の公共交通の確保維持改善に係る取組について協議するときには、前項各号の委員に加え、青森県及び関係する市町村の代表者を会議に参加させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により交通会議の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 監事 2人
- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

(監事及び監査)

第6条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 監事は、出納監査を行い、監査の結果を交通会議に報告する。

(会議の運営等)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議の調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 交通会議の庶務を処理するため、交通政策担当課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 前項の規定に関わらず、交通計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が交通会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第11条 交通会議の委員に対し、報酬及び旅費は、支給しないものとする。  
ただし、委員以外の者については、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項

は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の三沢市地域公共交通会議設置第3条第2項の規定により選任された三沢市地域公共交通会議委員である者は、この要綱の施行の日に、第3条の規定により三沢市地域公共交通会議の委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日において改正前の三沢市地域公共交通会議設置要綱第3条第2項の規定により選任された三沢市地域公共交通会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の三沢市地域公共交通会議設置要綱第5条第2項の規定により定められた三沢市地域公共交通会議の会長及び副会長である者は、この要綱の施行の日に、第5条第2項の規定により会長及び副会長として定められたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。